

第68回  
租 税 研 究 大 会  
ご 案 内



公益社団法人日本租税研究協会

# 第68回 租税研究大会

(開催日程)

東京大会  
大阪大会

;平成28年9月14日(水)～15日(木)  
;平成28年10月5日(水)



三木会長

公益社団法人日本租税研究協会  
会長 三木 繁光

例年、秋に開催しております租税研究大会は、当会創立以来今回で68回目を迎えることとなりました。

これもひとえに会員の皆様並びに関係各位の一方ならぬご支援・ご協力の賜物と心から厚くお礼申し上げます。

さて本年度は、東京大会を9月14日～15日に、大阪大会を10月5日に開催いたします。

ご多用中のところ、誠に恐縮でございますが、多数の皆様のご参席を賜りますようご案内申し上げます。



# 目 次

## 東京大会

第1日 9月14日（水曜日）

討論会1：安倍政権における財政・税制・社会保障政策の課題  
午前10時～12時 1頁

会長挨拶（株三菱東京UFJ銀行 特別顧問  
三 木 繁 光 午後1時30分～1時35分 2頁

討論会2：税制改革を巡る現状と課題  
午後1時40分～3時40分 2頁

第2日 9月15日（木曜日）

報告：外国子会社合算税制の意義と課題  
午前10時15分～11時45分 3頁

討論会：国際課税を巡る現状と課題  
－BEPSプロジェクト等への取り組みの現状と課題－  
午後1時30分～3時30分 4頁

## 大阪大会

10月5日（水曜日）

報告：固定資産税の抱える法的な課題と今後  
－企業による過払い税金取り戻しの背景－ 午前10時15分～11時45分 5頁

副会長挨拶 日本生命保険相互会社名誉顧問  
宇 野 郁 夫 午後1時30分～1時35分 6頁

討論会：税制改革を巡る現状と課題  
午後1時40分～3時40分 6頁

# 東京大会

第1日 平成28年9月14日（水曜日）

会場 日本工業倶楽部2階大会堂

東京都千代田区丸の内1-4-6

電話 (03) 3281-1711 (代)

討論会1 : 安倍政権における財政・税制・社会保障政策の課題  
午前10時～12時

〈敬称略〉

司会：慶應義塾大学総合政策学部総合政策学科教授

小澤 太郎

参加者：

お茶の水女子大学基幹研究院人間科学系教授

大森 正博

一橋大学国際・公共政策大学院准教授

國枝 繁樹

慶應義塾大学経済学部教授

駒村 康平

慶應義塾大学経済学部教授

土居 丈朗

= 報告要旨 =

アベノミクス旧3本の矢（①大胆な金融政策、②機動的な財政政策、③投資を喚起する成長戦略）を経て、アベノミクス新3本の矢（①希望を生み出す強い経済、②夢を紡ぐ子育て支援、③安心につながる社会保障）が打ち出されて久しい。だがその間、2%の物価上昇の達成には至っておらず、基礎的財政収支を20年度までに黒字化する目標の実現可能性はますます遠のいている。さらに日本経済全体が供給制約の壁に突き当たり、少子高齢化に起因する人手不足は潜在成長率上昇の足かせとなっている。

そもそも目標は高ければ高いほど良いものなのであろうか？確かに、実質2%、名目3%を上回る経済成長を実現し、GDPが600兆円に達する様な強い経済を我々は取り戻したい。出生率が1.8に劇的に上昇し、介護離職者が本当にゼロになるのであれば、将来に対する明るい展望も

目の前に開けてこよう。しかし、どうやったら目標を達成できるのかを考えた時に、その道筋は決して明らかなものとはなっていないのが現状である。むしろ今問われているのは、政府により掲げられている目標の実現に関する信憑性なのではないだろうか。

以上の問題意識の下、この時点で安倍政権における財政・税制・社会保障政策の課題を洗い出し、高い目標を達成するにあたって有効な手立てが尽くされているのかどうかについて、今一度冷静に議論する必要があると考える。そして財政学、社会保障論、医療経済学、公共経済学の知見に基づき、今の我々に何ができ、にも関わらず何をしていないのかを明らかにする事で、ご来場の皆様方と日本経済再生の為の方策の足掛かりを共に得たい。

会長挨拶

午後1時30分～1時35分

〈敬称略〉

(株)三菱東京UFJ銀行 特別顧問

三木 繁 光

討論会2：税制改革を巡る現状と課題

午後1時40分～3時40分

司 会：横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授

岩 崎 政 明

参加者：

財務省主税局長

星 野 次 彦

総務省自治税務局長

林 崎 理

東京大学大学院経済学研究科教授

林 正義

日本製紙（株）取締役執行役員

藤 森 博 史

= 討論要旨 =

日本経済は、中国をはじめとするアジア新興国や資源国等の経済減速などを背景に、世界経済の先行きに不透明感が増しつつあるものの、企業の業績改善を背景として、雇用・所得環境を中心に改善がみられ、経済再生・デフレ脱却の道を進んでいます。

一方、急速に進展する少子高齢化による社会保障制度の継続性への懸念や巨額の債務を抱える財政問題、すなわち、受益と負担のアンバランスによる構造的な問題は依然として解決には至っておらず、未だ厳しい状況下にあります。

政府は、消費税率10%への引き上げを、平成31年10月まで、2年半延期するとともに、平成32年度の基礎的財政収支黒字という財政健全化目標を堅持することとしました。

財政健全化目標を堅持しつつ、経済再生が財政健全化を促し、財政健全化の進展が経済再生の一層の進展に寄与する好循環を実現させていかなければなりません。

このような状況の中で、平成28年度税制改正において、法人税は、課税ベースを拡大しつつ、法人実効税率が20%台まで引き下げら

れるなど、成長志向の法人税改革が推進されました。

消費税については、税率引き上げ時に軽減税率制度が導入されることとなり、また適格請求書等保存方式（インボイス制度）が制度化されました。

税制の構造改革については、経済社会の構造が大きく変化する中、税体系全般にわたるオーバーホールが進められています。特に、個人所得課税や資産課税の構造的な見直しを「経済・財政再生計画」の計画期間中のできるだけ早期に行うこととされています。

国際課税については、国際的な租税回避を巡る動きを踏まえ、グローバルなビジネスの構造変化に対応して、BEPSプロジェクトの勧告への対応等国際課税制度の再構築や税務当局間の情報交換を推進し、制度・執行両面から更なる取り組みを進めることとされています。

このような重要な時期に、税制改革をめぐる多岐にわたる現状と課題について討論を行います。

第2日 平成28年9月15日（木曜日）

会場 日本工業倶楽部2階大会堂

報告：外国子会社合算税制の意義と課題

午前10時15分～11時45分

〈敬称略〉

報告者 京都大学大学院法学研究科教授 岡村 忠生

= 報告要旨 =

外国子会社合算税制は、日本では、1978年に導入されましたが、2009年度改正による外国子会社配当の益金不算入制度の導入により、制度の作用と位置づけが変化しています。この税制は、1962年に制定された米国内国歳入法典サブパートFによるCFC（Controlled Foreign Corporation）税制の影響を受けたものです。

CFC税制は、外国子会社に所得を留保することによる米国課税の繰延べを防止することが目的であり、課税繰延べという認識の基

礎には、全世界課税主義がありました。

CFC税制は、OECD/G20によるBEPSプロジェクトにおいても、当初はその強化が標榜されました。

しかし、最終報告書は、そのビルディング・ブロックのあり方を示すガイドライン的なものとなっています。本報告では、国際課税の原則から見た外国子会社合算税制のあり方を検討し、移転価格税制との関係、執行コストの問題などの議論を通じて、今後のあり方を探求します。



## 討論会3：国際課税を巡る現状と課題

### －BEPSプロジェクト等への取り組みの現状と課題－

午後1時30分～3時30分

司 会：日本租税研究協会参与  
(財務省財務総合政策研究所顧問)

渡 辺 裕 泰 〈敬称略〉

#### 参加者：

財務省主税局参事官	吉 田 正 紀
早稲田大学大学院会計研究科教授	青 山 慶 二
一橋大学大学院法学研究科准教授	神 山 弘 行
(株)LIXILグループ税務部長	鈴 木 一 路

#### = 討論要旨 =

経済取引のグローバル化の進展に伴い、国境を越える取引が恒常的に行われるとともに、その取引も複雑化・多様化しており、このような経済社会の実態の変化に伴い、国際課税のあり方が課題となっています。

特に、近年グローバル企業が国際的な税制の隙間や抜け穴を利用することで、課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行うことが顕在化しています。

また、パナマ文書を契機として国境を超えた資金フローの健全性確保が喫緊の課題となっています。

このような問題に対処するため、OECD租税委員会は、税源浸食と利益移転（BEPS）プロジェクトの最終報告書を公表し、国際課税原則の再構築及びグローバル企業の透明性向上や不確実性の排除といった手続面も含めた15の行動計画の下、包括的にBEPSに対応する諸措置を勧告し、各国の税制の調和を図るとともに国際課税ルールを経済活動の実態に即したものとすることとしています。

また、グローバルフォーラムにおいて、税の透明性や情報交換に関する協議や取り組み

が進展しています。

日本では、BEPSプロジェクトへの対応策や税の透明性と情報交換等により、国際的な企業間において公正な競争条件が整い、納税者の公平感や税制に対する信頼が確固たるものとなると考えられることから、引き続き、実施に向け適切に対応していくこととされています。

近年の税制改正では、外国法人等に対する課税原則について、いわゆる「総合主義」からAOAルールに沿った「帰属主義」に改正、外国子会社配当益金不算入制度の見直し、国外転出をする場合の譲渡所得の特例制度の創設、非居住者に係る金融口座情報の報告制度の整備、また、平成28年度には、移転価格税制における文書化制度が整備されるなど、重要な税制改正が行われています。

今後とも、必要な法整備や租税条約の改正作業が行われることとされています。

そこで、BEPSプロジェクトへの対応や税の透明性と情報交換等への取り組みの現状と課題について討論を行います。

# 大阪大会

開催日 平成28年10月5日（水曜日）

会場 関電ビル内

関電会館4階5・6号

大阪市北区中之島3-6-16

電話（06）6441-6800（代）

報告：固定資産税の抱える法的な課題と今後  
－企業による過払い税金取り戻しの背景－

午前10時15分～午前11時45分

報告者 同志社大学大学院司法研究科教授 占部裕典

〈敬称略〉

## = 報告要旨 =

新聞報道等によると地方自治体の固定資産税の計算ミスはあとをたたく、返還を求める企業が増えてきているとされています。固定資産税の計算ミスの多発がかねてより指摘され、企業の不信感は強く、特に大企業による可払い税金の奪還が増加してきているとされています。また、このような状況のなかで、総務省は家屋の評価方法を見直す方向で検討にはいっているともいわれています。

固定資産税は、固定資産の価格すなわち「適正な時価」を課税標準として課税されますが、固定資産の評価は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて行われます。本来なら毎年評価替えを行い、これによって得られる「適正な時価」をもとに課税を行うことが納税者間における税負担の公平に資することになりますが、膨大な量の土地、家屋について毎年度評価を見直すことは、実務的には、事

実上、不可能であること等から、土地と家屋については原則として3年ごとに評価額を見直す制度がとられています。

地方自治体にとっても、その評価（の基準や現実の作業）はやっかいな問題ですが、納税者にとっても、その評価額の適否はきわめて分かりにくいものです。①「適正な時価」とは、②課税標準がいかなる場合に違法となるか、③納税者はいかなる場合に、どのような方法で評価額を争うことができるのか、④固定資産評価審査委員会はどのように適正な時価を審査するのか、などといった点を中心に、最近の最高裁判決等をふまえて検討します。

そのうえで、今後の固定資産の評価方法の見直しに向けて評価方法のあるべき方法を検討していきます。



副会長挨拶

午後 1 時30分～ 1 時35分

〈敬称略〉

日本生命保険相互会社名誉顧問

宇野 郁夫

討論会：税制改革を巡る現状と課題

午後 1 時40分～ 3 時40分

司 会：関西学院大学経済学部教授

林 宜嗣

参加者：

財務省大臣官房審議官

総務省大臣官房審議官

岡山大学法学部准教授

小塚 真啓

神戸大学大学院経済学研究科教授

玉岡 雅之

= 討論要旨 =

日本経済は、中国をはじめとするアジア新興国や資源国等の経済減速などを背景に、世界経済の先行きに不透明感が増しつつあるものの、企業の業績改善を背景として、雇用・所得環境を中心に改善がみられ、経済再生・デフレ脱却の道を進んでいます。

一方、急速に進展する少子高齢化による社会保障制度の継続性への懸念や巨額の債務を抱える財政問題、すなわち、受益と負担のアンバランスによる構造的な問題は依然として解決には至っておらず、未だ厳しい状況下にあります

政府は、消費税率10%への引き上げを、平成31年10月まで、2年半延期するとともに、平成32年度の基礎的財政収支黒字という財政健全化目標を堅持することとしました

財政健全化目標を堅持しつつ、経済再生が財政健全化を促し、財政健全化の進展が経済再生の一層の進展に寄与する好循環を実現させていかなければなりません。

このような状況の中で、平成28年度税制改正において、法人税は、課税ベースを拡大しつつ、法人実効税率が20%台まで引き下げられ

るなど、成長志向の法人税改革が推進されました。

消費税については、税率引き上げ時に軽減税率制度が導入されることとなり、また適格請求書等保存方式（インボイス制度）が制度化されました。

税制の構造改革については、経済社会の構造が大きく変化する中、税体系全般にわたるオーバーホールが進められています。特に、個人所得課税や資産課税の構造的な見直しを「経済・財政再生計画」の計画期間中のできるだけ早期に行うこととされています。

国際課税については、国際的な租税回避を巡る動きを踏まえ、グローバルなビジネスの構造変化に対応して、BEPSプロジェクトの勧告への対応等国際課税制度の再構築や税務当局間の情報交換を推進し、制度・執行両面から更なる取り組みを進めることとされています。

このような重要な時期に、税制改革をめぐる多岐にわたる現状と課題について討論を行います。

\*\*\*\*\*

(1) プログラムの内容は、都合により一部変更することもありますので、予めご了承ください。

なお、プログラムについて、ご意見、ご要望がございましたら、できるだけ早く、事務局あてにご連絡ください。

(2) ご出席希望者は、配席の都合上お手数ながら同封の「参加お申込み方法について」によりお申込み頂きますようお願いいたします。

平成28年7月

---

## 第68回租税研究大会

公益社団法人日本租税研究協会 事務局

〒100 東京都千代田区丸の内3丁目3番1号  
-0005 新東京ビル2階241区

TEL (03) 6206-3945

FAX (03) 6206-3947

E-mail: j-tax-as@soken.or.jp

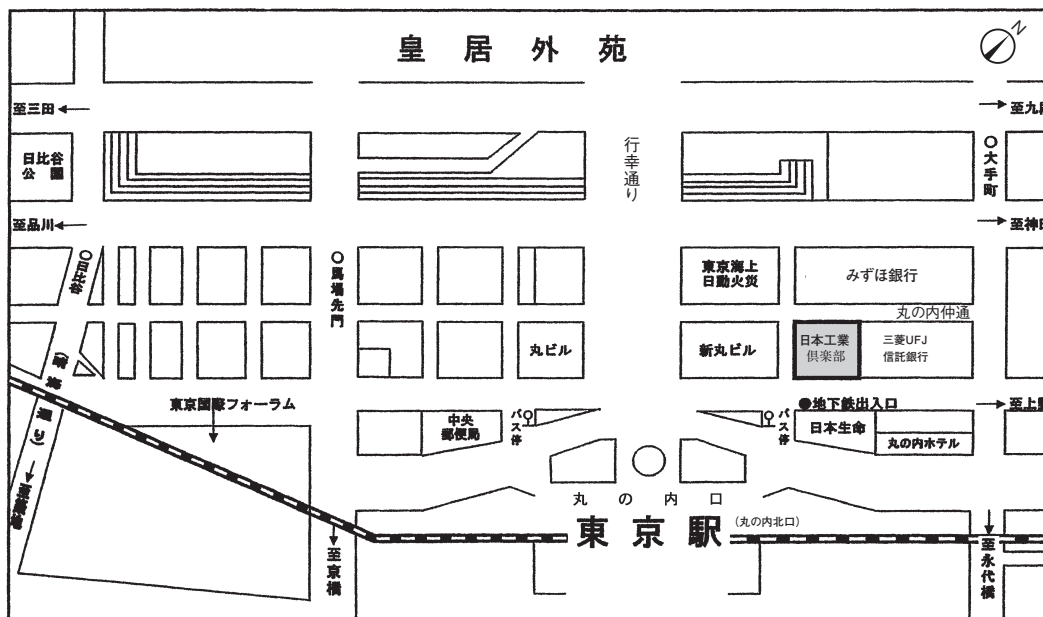
<http://www.soken.or.jp/>

---

## 東京大会会場ご案内図

日本工業倶楽部会館への道順

〒100-0005 東京都千代田区丸の内1丁目4番6号 (03) 3281-1711

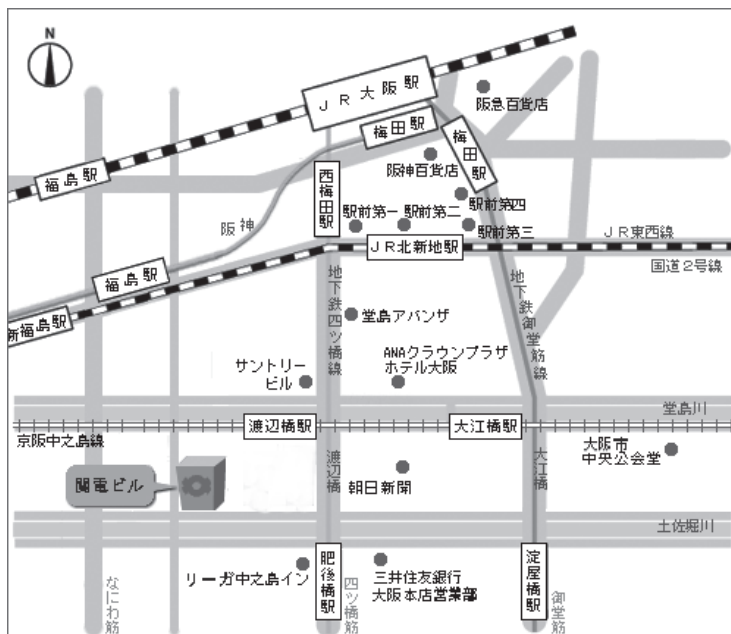


1. JR東京駅丸の内北口、徒歩3分。
2. 地下鉄丸の内線東京駅下車、出口1大手町方面から徒歩1分。

## 大阪大会会場ご案内図

関電会館への道順

大阪市北区中之島3丁目6番16号 関電ビルディング4階 電話 (06) 6441-6800 (代)



- ・JR大阪駅、阪神・阪急梅田駅下車、四つ橋筋を南へ約1km、渡辺橋を渡り西へ約300m (徒歩約15～20分)
- ・JR大阪駅より市バス53系統船津橋行で渡辺橋下車、西へ約300m (徒歩約5分)
- ・地下鉄御堂筋線淀屋橋駅下車、淀屋橋を渡り西へ約700m (徒歩約10分)
- ・地下鉄四つ橋線肥後橋駅下車、4番出口に進み、朝日新聞ビルの出口を出て、西へ約300m (徒歩約5分)
- ・「京阪中之島線渡辺橋駅下車、1番出口から堂島川沿い遊歩道を西へ約170m田蓑橋南詰交差点、筑前橋筋を南へ約110m (徒歩約4分)

